



# 金 沢 市 公 報

号外第7号の6

平成23年(2011年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ	金沢市会計管理者補助組織及び分掌事務規則	
規則		の一部を改正する規則	(会計課) 22
金沢市補助組織及び分掌事務規則(行政経営課)	1	金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則	(総務課) 23

## 規 則

金沢市補助組織及び分掌事務規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第9号

金沢市補助組織及び分掌事務規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成8年規則第31号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 本市の組織及び分掌事務等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(組織)

第2条 本市の組織は、次のとおりとする。

局 等	課 等	グ ル ー プ
市長公室	秘書課 広報広聴課 東京事務所	秘書グループ 広報グループ 広聴グループ
都市政策局	企画調整課	企画グループ 政策推進グループ 総合調整グループ
新幹線開業 対策室	調査統計室 情報政策課	情報化推進グループ システム管理グループ
交通政策部	交通政策課 歩ける環境推進課	交通政策グループ 歩ける環境推進グループ
文化交流部	文化政策課 国際交流課	企画庶務グループ 文化振興グループ 国際交流グループ
歴史遺産保 存部	文化財保護課 埋蔵文化財センター	文化財保護グループ
歴史都市 推進室	歴史建造物整備課 用水・惣構堀保全室 町家保全活用室	企画庶務グループ 保存整備グループ
総務局	総務課 文書法制課 職員課 監理課 検査員室 行政経営課 財政課	総務グループ 財産管理グループ 文書法制グループ 給与グループ 任用グループ 福利厚生グループ 工事契約グループ 物品契約グループ 役務契約グループ 行政経営グループ 財政グループ

	<p>税務課</p> <p>収納推進室</p> <p>資産税課</p> <p>市民税課</p>	<p>庶務グループ 収入管理グループ 諸税グループ 納税奨励グループ 納税第1グループ 納税第2グループ 納税第3グループ 小額整理グループ</p> <p>庶務グループ 管理グループ 土地第1グループ 土地第2グループ 家屋第1グループ 家屋第2グループ 家屋第3グループ 償却資産グループ</p> <p>庶務グループ 個人課税第1グループ 個人課税第2グループ 個人課税第3グループ 個人課税第4グループ 個人課税第5グループ 個人課税第6グループ 法人課税グループ</p>
産業局 金沢営業戦略室	<p>商業振興課</p> <p>まちなかビジネス振興室</p> <p>ものづくり産業支援課</p> <p>クラフト政策推進課</p> <p>企業立地課</p> <p>観光交流課</p> <p>労働政策課</p>	<p>商業振興グループ</p> <p>ものづくり産業支援グループ</p> <p>クラフト政策推進グループ</p> <p>企業立地グループ</p> <p>観光交流グループ</p> <p>労働政策グループ</p>
農林部	<p>農業総務課</p> <p>森林再生課</p> <p>農業センター</p>	<p>企画庶務グループ 農水産業振興グループ 地産地消グループ 土地改良グループ 地籍グループ</p> <p>庶務グループ 林業振興グループ 森づくりグループ</p> <p>庶務グループ 技術指導グループ 試験研究グループ</p>
卸売市場	<p>中央卸売市場事務局</p> <p>公設花き地方卸売市場事務局</p>	<p>庶務グループ 管理グループ 業務グループ</p>
市民局	<p>市民参画課</p> <p>市民ブレイン連携室</p> <p>人権同和対策室</p> <p>男女共同参画室</p> <p>女性相談支援室</p> <p>近江町消費生活センター</p> <p>危機管理課</p> <p>市民課</p> <p>生活衛生室</p> <p>市民スポーツ課</p> <p>シティフルマラソン開催準備室</p> <p>近江町交流プラザ</p>	<p>市民参画グループ</p> <p>危機管理グループ</p> <p>庶務グループ 受付第1グループ 受付第2グループ 受付第3グループ 作成グループ 審査グループ 国民年金グループ</p> <p>市民スポーツグループ</p> <p>交流グループ</p>
福祉健康局	<p>福祉総務課</p> <p>生活支援課</p> <p>介護保険課</p> <p>長寿福祉課</p> <p>こども福祉課</p> <p>城北児童会館</p> <p>こども総合相談センター</p> <p>児童相談所</p>	<p>企画庶務グループ 家庭福祉グループ</p> <p>保護第1グループ 保護第2グループ 保護第3グループ</p> <p>企画庶務グループ 納入グループ 認定グループ 給付グループ</p> <p>福祉サービスグループ 施設グループ</p> <p>保育第1グループ 保育第2グループ 児童育成グループ</p> <p>庶務グループ 発達相談グループ</p> <p>相談第1グループ 相談第2グループ 心理判定グループ 一時保護グループ</p>

	障害福祉課 福祉指導監査課	企画庶務グループ 自立支援グループ 福祉指導監査グループ
健康推進部	健康総務課 泉野福祉健康センター 元町福祉健康センター 駅西福祉健康センター 医療保険課	庶務グループ 保健グループ 医療助成グループ 窓口グループ 健康増進グループ 母子健康グループ こころの健康グループ 窓口グループ 健康増進グループ 母子健康グループ こころの健康グループ 窓口グループ 健康増進グループ 母子健康グループ こころの健康グループ 庶務グループ 資格グループ 給付グループ 収納対策グループ 納入第1グループ 納入第2グループ
保健所		
環境局	環境政策課 温暖化対策室 戸室新保埋立場 埋立場建設事務所 リサイクル推進課 西部管理センター 東部管理センター 施設管理課 西部クリーンセンター新 工場建設事務所 西部クリーンセンター 東部クリーンセンター 西部衛生センター 環境指導課	庶務グループ 計画推進グループ 自然保護グループ  庶務グループ 3R推進グループ  管理グループ 西部クリーンセンター管理グループ 東部クリーンセンター管理グループ  審査グループ 廃棄物指導グループ 規制指導グループ 監視グループ
都市整備局	都市計画課 駅周辺整備室 設計技術管理室 景観政策課 緑と花の課 市街地再生課	都市計画グループ  景観政策グループ 管理グループ 緑化推進グループ 施設グループ 庶務グループ まちなか再生グループ 区画整理グループ
土木部	道路建設課 無電柱化推進室 がけ地対策室 道路管理課 生活道路室 道路等管理事務所 内水整備課 営繕課	庶務グループ 用地グループ 道路グループ 街路グループ  庶務グループ 管理グループ 路政グループ 整備グループ 維持修繕グループ  庶務グループ 管理グループ 改良グループ 内水グループ 施設保全グループ 建築第1グループ 建築第2グループ 設備グループ 土木グループ
定住促進部	住宅政策課 まちなか住宅再生室 市営住宅課	住宅政策グループ  企画庶務グループ 住宅管理グループ 住宅整備グループ

建築指導課	指導グループ 宅地グループ 審査第1グループ 審査第2グループ
建物安全対策室	
違反建築対策室	

2 前項の表に規定する局等、課等及びグループにそれぞれ長を置き、必要に応じ、局等に次長等を、課等に課長補佐等を置くことができる。

(局長等の職務)

第3条 局長等及び課長等は、それぞれ上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長等及び課長補佐等は、それぞれ局長等又は課長等を補佐し、所管の事務を掌理する。

3 グループ長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

(市長公室の各課等の分掌事務)

第4条 市長公室の各課等又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・グループ		分 掌 事 務
秘書課	秘書グループ	1 秘書に関する事項 2 交際及び儀式に関する事項 3 褒賞等の進達に関する事項 4 室の所管事務で他課に属しない事項
広報広聴課	広報グループ	1 広報の総合的企画及び連絡調整に関する事項 2 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、出版物等による広報に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項
	広聴グループ	1 広聴に関する事項 2 市民相談に関する事項 3 情報公開及び個人情報保護に関する事項
東京事務所		1 市政運営に必要な情報及び資料の収集及び調査に関する事項 2 本市重要施策の紹介に関する事項 3 中央官庁及び関係機関との連絡調整に関する事項 4 その他市長の特命に関する事項

(都市政策局の各課等の分掌事務)

第5条 都市政策局の各課等又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・グループ		分 掌 事 務
企画調整課	企画グループ	1 基本構想及び長期計画に関する事項 2 主要施策の企画に関する事項 3 特命事項の調査及び計画に関する事項 4 課の庶務に関する事項 5 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項
	政策推進グループ	1 主要施策の推進に関する事項 2 中心市街地活性化策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項 3 創造都市ネットワークに関する事項 4 金沢港の整備推進に関する事項
	総合調整グループ	1 行政各部門における基本的な事業計画及び主要事業の調整及び進行管理に関する事項 2 地方分権の推進に係る調整に関する事項 3 広域行政に関する事項

		4 公共団体等の活動調整に関する事項
	調査統計室	1 統計情報の収集、編集及び保全に関する事項 2 統計関係資料の編集配布に関する事項 3 国勢調査その他の統計調査に関する事項
情報政策課	情報化推進グループ	1 情報化の推進に関する事項 2 情報化施策に係る調査、研究、企画及び調整に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項
	システム管理グループ	1 住民情報システムの開発支援及び運用管理に関する事項

2 新幹線開業対策室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

局 等	分 掌 事 務
新幹線開業対策室	1 北陸新幹線の開業及び整備推進に関する事項

3 交通政策部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部・課・グループ	分 掌 事 務
交通政策部	1 交通政策及び歩ける環境の推進に関する事項
交通政策課 交通政策グループ	1 総合交通体系に関する事項 2 公共交通の利用促進に関する事項 3 駐車場の適正配置に関する事項 4 その他交通政策の企画、立案及び推進に関する事項
歩ける環境推進課 歩ける環境推進グループ	1 歩けるまちづくりの推進に関する事項 2 自転車等駐車場の運営に関する事項 3 交通安全の啓発及び指導に関する事項

4 文化交流部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部・課・グループ	分 掌 事 務	
文化交流部	1 芸術文化の振興及び国際化の推進に関する事項	
文化政策課 企画庶務グループ	1 文化振興施策の企画及び推進に関する事項 2 市有美術品及び工芸品の整理及び活用に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項	
	文化振興グループ	1 文化施設等に関する事項（他課の所管に属する事項を除く。） 2 公益財団法人金沢芸術創造財団に関する事項 3 公益財団法人金沢文化振興財団に関する事項 4 財団法人横浜記念金沢の文化創生財団に関する事項
国際交流課 国際交流グループ	1 国際化施策の企画及び推進に関する事項 2 姉妹都市等との国際交流に関する事項 3 財団法人金沢国際交流財団に関する事項	

5 歴史遺産保存部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部等・課等・グループ	分 掌 事 務
歴史遺産保存部	1 歴史都市の推進、文化財の保護及び歴史建造物に関する事項
歴史都市推進室	1 歴史都市施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項 2 こまちなみの保存育成に関する事項 3 寺社風景の保全に関する事項

文化財保護課	文化財保護グループ	1 歴史的文化遺産の保護及び継承に関する事項 2 伝統芸能等の保存及び継承に関する事項 3 文化財保護に関する事項 4 埋蔵文化財の保護の企画及び調整に関する事項	
	埋蔵文化財センター	1 埋蔵文化財の発掘調査並びに出土品の整理、記録及び研究に関する事項 2 埋蔵文化財センターの管理運営に関する事項	
	歴史建造物整備課	企画庶務グループ	1 歴史建造物の保全及び整備に関する事項 2 文化的景観の保護及び整備に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項
		保存整備グループ	1 伝統的建造物群保存地区に関する事項 2 歴史的みち筋の整備に係る総合調整、事業計画及び工事の施行に関する事項 3 社団法人金沢職人大学校に関する事項
	用水・惣構堀保全室	1 用水・惣構堀の保全に係る総合調整、事業計画及び工事の施行に関する事項	
	町家保全活用室	1 町家の保全及び活用に関する事項	

(総務局の各課等の分掌事務)

第6条 総務局の各課等又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・グループ		分 掌 事 務
総務課	総務グループ	1 名誉市民に関する事項 2 文書管理に関する事項（郵便等の收受及び配布に関する事項に限る。） 3 行政査察に関する事項 4 電気事業記念基金に関する事項 5 本庁舎及び公舎の維持管理に関する事項 6 本庁舎内の取締り、各室の配置及び当直に関する事項 7 市長会に関する事項 8 行政対象暴力等対策会に関する事項 9 課の庶務に関する事項 10 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項 11 他局に属しない事項
	財産管理グループ	1 財産（物品を除く。）の取得、管理及び処分に関する事項 2 財産の評価に関する事項 3 金沢市役所・美術館地下駐車場に関する事項 4 金沢市土地開発公社に関する事項
文書法制課	文書法制グループ	1 条例、規則等の審査等に関する事項 2 訴訟関係事務の調整に関する事項 3 公告式及び公報に関する事項 4 文書管理に関する事項（郵便等の收受及び配布に関する事項を除く。） 5 公印に関する事項 6 公平委員会に関する事項 7 知的財産権に関する事項
職員課	給与グループ	1 職員の給与に関する事項 2 職員の子ども手当に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項
	任用グループ	1 職員の進退、賞罰、身分及び服務に関する事項

	プ	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 職員の研修及び教養に関する事項</li> <li>3 職員の表彰に関する事項</li> <li>4 職員の定数管理に関する事項</li> <li>5 職員団体に関する事項</li> <li>6 職員の公務災害補償に関する事項</li> <li>7 人事記録の管理に関する事項</li> <li>8 その他人事管理に関する事項</li> </ul>
	福利厚生グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 職員の健康管理に関する事項</li> <li>2 職員の退職年金等に関する事項</li> <li>3 職員の互助会に関する事項</li> <li>4 その他職員の福利厚生に関する事項</li> </ul>
監理課	工事契約グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 工事の請負に係る契約に関する事項</li> <li>2 金沢市入札契約手続審査委員会に関する事項</li> <li>3 課の庶務に関する事項</li> <li>4 他グループに属しない事項</li> </ul>
	物品契約グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 物品の購入に係る契約に関する事項</li> <li>2 不用品の処分に関する事項</li> </ul>
	役務契約グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 役務の提供に係る契約に関する事項</li> <li>2 製造その他についての請負に係る契約に関する事項</li> </ul>
	検査員室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 工事及び役務の検査に関する事項</li> <li>2 物品の検収に関する事項</li> </ul>
行政経営課	行政経営グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 行政改革に関する事項</li> <li>2 行政運営の効率化及び適正化に係る企画及び調整に関する事項</li> <li>3 行政評価に関する事項</li> <li>4 行政組織に関する事項</li> <li>5 外部監査に関する事項</li> <li>6 関係公益財団法人等の指導及び連絡調整に関する事項</li> <li>7 民間活力の導入検討に関する事項</li> <li>8 公立大学法人評価委員会に関する事項</li> <li>9 公立大学法人金沢美術工芸大学に関する事項</li> </ul>
財政課	財政グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市議会に関する事項</li> <li>2 予算編成に関する事項</li> <li>3 財政計画に関する事項</li> <li>4 予算の配当及び進行管理に関する事項</li> <li>5 地方交付税に関する事項</li> <li>6 市債及び資金計画に関する事項</li> <li>7 財政調整基金及びまちづくり事業基金に関する事項</li> </ul>
税務課	庶務グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 税務の統括に関する事項</li> <li>2 税務に関する企画及び調整に関する事項</li> <li>3 地方譲与税、県税に関する交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事項</li> <li>4 市税（県民税を含む。以下同じ。）の収入の整理に関する事項</li> <li>5 県民税の払込みに関する事項</li> <li>6 固定資産評価審査委員会に関する事項</li> <li>7 課の庶務に関する事項</li> <li>8 税務事務で他課及び他グループに属しない事項</li> </ul>
	収入管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市税の収納に関する事項</li> </ul>

	ループ	2 市税の過誤納金の還付及び充当に関する事項 3 納税環境の整備に関する事項
	諸税グループ	1 軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課に関する事項
	納税奨励グループ	1 納税協力会及び納税貯蓄組合に関する事項 2 口座振替による納税に関する事項 3 市税に係る各種証明及び閲覧に関する事項 4 税思想の普及向上に関する事項
	納税第1グループ	1 市税の督促及び滞納処分に関する事項（小額整理グループ及び収納推進室が所管する事項を除く。） （各グループは、課長が定める区域の住民等をそれぞれ対象とする。）
	納税第2グループ	
	納税第3グループ	
	小額整理グループ	1 市税の督促及び滞納処分に関する事項（小額の滞納に係るものに限る。）
	収納推進室	1 市税の高額滞納者に対する滞納整理に関する事項
資産税課	庶務グループ	1 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関する事項 2 国有資産等所在市町村交付金に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項
	管理グループ	1 固定資産課税台帳等に関する事項
	土地第1グループ	1 土地の評価に関する事項 （各グループは、課長が定める区域等をそれぞれ対象とする。）
	土地第2グループ	
	家屋第1グループ	1 家屋の評価に関する事項 （各グループは、課長が定める区域等をそれぞれ対象とする。）
	家屋第2グループ	
	家屋第3グループ	
	償却資産グループ	1 償却資産の評価に関する事項
市民税課	庶務グループ	1 個人市民税（県民税を含む。以下同じ。）の賦課に関する事項（他グループが所管する事項を除く。） 2 課の庶務に関する事項 3 他グループに属しない事項
	個人課税第1グループ	1 個人市民税の賦課に関する事項 （各グループは、課長が定める区分の住民等をそれぞれ対象とする。）
	個人課税第2グループ	
	個人課税第3グループ	
	個人課税第4グループ	



個人課税第5グループ	
個人課税第6グループ	
法人課税グループ	1 法人市民税の賦課に関する事項 2 事業所税の賦課に関する事項

(産業局の各課等の分掌事務)

第7条 産業局の各課等又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・グループ		分 掌 事 務
商業振興課	商業振興グループ	1 商業行政の企画及び調整に関する事項 2 商業の経営指導に関する事項 3 商業の販路拡張に関する事項 4 中小企業の金融に関する事項 5 貿易の振興に関する事項 6 その他商業の振興に関する事項 7 局の所管事務で他課に属しない事項
	まちなかビジネス振興室	1 まちなかビジネスの活力創出に関する事項
ものづくり産業支援課	ものづくり産業支援グループ	1 ものづくり産業の支援に関する事項（他課の所管に属する事項を除く。） 2 工業行政の企画及び調整に関する事項 3 産業構造の高度化に関する事項 4 工業の経営指導に関する事項 5 工業の販路拡張に関する事項 6 その他工業及び鉱業の振興に関する事項
クラフト政策推進課	クラフト政策推進グループ	1 クラフト文化のビジネス化の推進に関する事項 2 伝統工芸品産業の振興に関する事項 3 ファッション産業の振興に関する事項
企業立地課	企業立地グループ	1 金沢テクノパークへの企業誘致その他の企業立地の推進に関する事項 2 工業・流通業務団地の開発及び造成に関する事項
観光交流課	観光交流グループ	1 観光行政の企画及び調整に関する事項 2 観光施設の整備及び開発に関する事項 3 観光宣伝及び観光客の誘致に関する事項 4 都市間交流に関する事項 5 国際コンベンション都市の推進に関する事項 6 その他観光産業の振興に関する事項
労働政策課	労働政策グループ	1 労働行政の企画及び調整に関する事項 2 労働者の福祉及び厚生に関する事項 3 雇用の促進及び維持に関する事項 4 労働状況に係る調査及び研究に関する事項

2 金沢営業戦略室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

局 等	分 掌 事 務
金沢営業戦略室	1 首都圏における企業、観光客及びコンベンション等の誘致に関する事項

3 農林部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部・課等・グループ		分 掌 事 務
農林部		1 農林水産業に関する事項
農業総務課	企画庶務グループ	1 農業、畜産及び水産行政の企画及び調整に関する事項 2 市営競馬事業に関する事項 3 農村下水道事業に関する事項 4 課の庶務に関する事項 5 他グループに属しない事項
	農水産業振興グループ	1 農業、畜産及び水産業の事業計画及び振興に関する事項 2 金沢湯涌みどりの里に関する事項
	地産地消グループ	1 農産物の流通促進に関する事項 2 食肉流通センターに関する事項
	土地改良グループ	1 土地改良事業及び農村環境整備に関する事項 2 農地及び土地改良施設の災害の復旧に関する事項
	地籍グループ	1 地籍調査事業に関する事項
森林再生課	庶務グループ	1 市営造林の経営及び分収造林契約に関する事項 2 課の庶務に関する事項 3 他グループに属しない事項
	林業振興グループ	1 森林再生施策の企画及び推進に関する事項 2 林産物の生産、加工及び流通に関する事項 3 林業大学の運営に関する事項
	森づくりグループ	1 民有林の再生の支援に関する事項 2 市営造林の育林に関する事項 3 林業施設の整備及び維持管理に関する事項 4 森林害虫及び有害鳥獣の駆除等に関する事項 5 治山及び海岸砂防に関する事項 6 林地及び林業施設の災害の復旧に関する事項
農業センター	庶務グループ	1 施設の維持管理に関する事項 2 農業センターの庶務に関する事項 3 他グループに属しない事項
	技術指導グループ	1 農業の営農指導及び普及に関する事項
	試験研究グループ	1 農産物の生産技術及び加工技術の開発及び研究に関する事項 2 農業大学の運営に関する事項

## 4 卸売市場の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部等・課等・グループ		分 掌 事 務
卸売市場		1 安全・安心な生鮮食料品及び良質な花き類の安定的供給に関する事項
中央卸売市場事務局	庶務グループ	1 中央卸売市場の建設企画及び庶務経理に関する事項 2 金沢市中央卸売市場取引業務運営協議会に関する事項 3 他グループに属しない事項
	管理グループ	1 中央卸売市場の施設の維持管理及び中央卸売市場内の取締りに関する事項
	業務グループ	1 生鮮食料品等の売買取引及び流通改善に関する事項 2 中央卸売市場の業務の許可及び指導監督に関する事項 3 市場取引委員会に関する事項

公設花き地方卸売市場事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 花きの売買取引その他公設花き地方卸売市場（次号及び第3号において「市場」という。）の業務に関する事項</li> <li>2 市場の施設の維持管理に関する事項</li> <li>3 市場の庶務経理に関する事項</li> <li>4 金沢市公設花き地方卸売市場運営協議会に関する事項</li> </ol>
---------------	---

(市民局の各課等の分掌事務)

第8条 市民局の各課等又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・グループ		分 掌 事 務
市民参画課	市民参画グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民参加及び協働による市政の推進に関する次に掲げる事項（市民ブレイン連携室が所管する事項を除く。）                             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 市民参加の推進に関する事項</li> <li>イ 町会その他コミュニティ活動の活性化に関する事項</li> <li>ウ ボランティア活動その他市民活動の促進に関する事項</li> <li>エ 地縁による団体の認可に関する事項</li> <li>オ 社団法人金沢ボランティア大学校に関する事項</li> <li>カ マナーをよくするかなざわ市民会議に関する事項</li> </ol> </li> <li>2 住居表示等に関する次に掲げる事項                             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 旧町名の復活に関する事項</li> <li>イ 町名及び町の区域の変更に関する事項</li> <li>ウ 住居表示の整備に関する事項</li> </ol> </li> <li>3 局の所管事務で他課に属しない事項</li> </ol>
	市民ブレイン連携室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民活動団体との協働の推進に関する事項</li> <li>2 市民活動相互の連携の推進に関する事項</li> <li>3 学生のまちの推進に関する事項</li> </ol>
	人権同和対策室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人権思想の普及高揚及び同和施策の総合的な推進に関する事項</li> </ol>
	男女共同参画室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 男女共同参画施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項</li> </ol>
	女性相談支援室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 女性相談に関する事項</li> <li>2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する事項</li> </ol>
	近江町消費生活センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消費者の自立支援及び消費者保護に関する事項</li> <li>2 計量器及び商品量目の検査に関する事項</li> </ol>
	危機管理課	危機管理グループ
市民課	庶務グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自衛官募集受付に関する事項</li> <li>2 船員法の規定に基づく報告に関する事項</li> <li>3 市民センター及び市民サービスコーナーに関する事項</li> <li>4 課の庶務に関する事項</li> <li>5 他グループに属しない事項</li> </ol>
	受付第1グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次の事項に係る文書の受付に関する事項                             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 戸籍の証明に関する事項</li> <li>イ 住民票に関する事項</li> </ol> </li> </ol>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>ウ 印鑑登録に関する事項</li> <li>エ 戸籍の附票に関する事項</li> <li>オ 埋火葬及び火葬炉使用に関する事項</li> <li>カ 子ども手当に関する事項</li> <li>キ 諸証明に関する事項</li> <li>ク 健康手帳に関する事項</li> <li>ケ 乳幼児、高齢者等の医療費助成に関する事項</li> <li>コ 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に関する事項</li> <li>サ 児童生徒の就学通知に関する事項</li> <li>シ 自動車臨時運行に関する事項</li> </ul> <p>2 庁内案内に関する事項</p>
	受付第2グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 外国人登録に関する事項</li> <li>2 戸籍の届書の受付に関する事項</li> </ul>
	受付第3グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 郵便による戸籍の証明書、住民票の写し等の請求の受付、作成及び発送に関する事項</li> </ul>
	作成グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 次の事項に係る文書の作成及び交付に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 戸籍の証明に関する事項</li> <li>イ 住民票に関する事項</li> <li>ウ 印鑑登録に関する事項</li> <li>エ 戸籍の附票に関する事項</li> <li>オ 埋火葬及び火葬炉使用に関する事項</li> <li>カ 子ども手当に関する事項</li> <li>キ 諸証明に関する事項</li> <li>ク 健康手帳に関する事項</li> <li>ケ 乳幼児、高齢者等の医療費助成に関する事項</li> <li>コ 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に関する事項</li> <li>サ 児童生徒の就学通知に関する事項</li> <li>シ 自動車臨時運行に関する事項</li> </ul> </li> <li>2 住民基本台帳の記録及び整備に関する事項</li> <li>3 印鑑登録票の整備に関する事項</li> </ul>
	審査グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 戸籍の記録及び整備に関する事項</li> <li>2 人口動態に関する事項</li> <li>3 犯罪、成年被後見人及び破産に関する事項</li> </ul>
	国民年金グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国民年金に関する事項</li> </ul>
	生活衛生室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市営墓地及び斎場に関する事項</li> <li>2 墓地、埋葬等に関する事項</li> </ul>
市民スポーツ課	市民スポーツグループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 スポーツ振興施策の企画及び推進に関する事項</li> <li>2 スポーツ・レクリエーション活動の普及奨励並びに団体等の指導助言及び育成に関する事項</li> <li>3 スポーツ施設の整備及び管理運営に関する事項</li> <li>4 財団法人金沢市スポーツ事業団に関する事項</li> </ul>
	シティフルマラソン開催準備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 フルマラソン大会の開催準備に関する事項</li> </ul>
近江町交流プラザ	交流グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市民の学習活動、食育の推進のための研修会等その他市民交流の促進に関する事項</li> <li>2 近江町交流プラザの管理運営に関する事項</li> </ul>

(福祉健康局の各課等の分掌事務)

第9条 福祉健康局の各課等又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・グループ		分 掌 事 務
福祉総務課	企画庶務グループ	1 福祉保健行政の総合的な調整に関する事項 2 福祉行政の企画及び連絡調整に関する事項 3 社会福祉審議会に関する事項 4 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 5 社会福祉事業に従事する職員の研修等に関する事項 6 地域福祉活動の振興に関する事項 7 福祉奉仕活動の育成に関する事項 8 福祉活動育成基金に関する事項 9 民生委員及び児童委員に関する事項 10 善隣館に関する事項 11 バリアフリーの推進に関する事項 12 更生保護団体等の援助に関する事項 13 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び戦没者叙勲に関する事項 14 金沢市育英会奨学資金に関する事項 15 金沢福祉用具情報プラザに関する事項 16 課の庶務に関する事項 17 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項
	家庭福祉グループ	1 子ども手当及び児童扶養手当に関する事項 2 母子生活支援施設及び助産所に関する事項 3 母子・父子及び寡婦福祉に関する事項 4 女性の保護更生に関する事項
生活支援課	保護第1グループ	1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項
	保護第2グループ	1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 金沢市援護規則の規定に関する事項 3 行旅病人及び行旅死亡人に関する事項
	保護第3グループ	1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 中国残留邦人等支援給付に関する事項 3 外地引揚者の援護に関する事項
介護保険課	企画庶務グループ	1 介護保険事業計画に関する事項 2 介護保険運営協議会に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項
	納入グループ	1 介護保険被保険者の資格に関する事項 2 介護保険料の賦課に関する事項 3 介護保険料等の収納に関する事項
	認定グループ	1 要介護認定等に関する事項
	給付グループ	1 介護保険の給付に関する事項 2 地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項
長寿福祉課	福祉サービスグループ	1 高齢者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2 老人福祉法の規定による福祉の措置に関する事項

		<ul style="list-style-type: none"> <li>3 長寿祝い金に関する事項</li> <li>4 財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項（障害者に係るものを除く。）</li> <li>5 課の庶務に関する事項</li> <li>6 他グループに属しない事項</li> </ul>
	施設グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項</li> <li>2 老人福祉センター、地域老人福祉センター及び老人憩の家に関する事項</li> <li>3 福祉作業センター等高齢者の生きがいに関する事項</li> <li>4 高齢者等の生活自立のための住まいづくりの助成に関する事項</li> </ul>
こども福祉課	保育第1グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市立保育所に関する事項</li> <li>2 保育職員の研修の企画に関する事項</li> <li>3 課の庶務に関する事項</li> <li>4 他グループに属しない事項</li> </ul>
	保育第2グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業（保育所に係るものに限る。）に関する事項</li> <li>2 私立保育所に関する事項</li> <li>3 認可外保育施設に関する事項</li> </ul>
	児童育成グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項</li> <li>2 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業（保育所に係るものを除く。）に関する事項</li> <li>3 児童館に関する事項</li> <li>4 児童クラブに関する事項</li> <li>5 少子化対策の推進に関する事項</li> </ul>
城北児童会館		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 児童の健全な遊びの指導に関する事項</li> <li>2 児童館が実施する事業の指導及び推進に関する事項</li> <li>3 城北児童会館の管理運営に関する事項</li> </ul>
こども総合相談センター	庶務グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項</li> <li>2 要保護児童対策地域協議会に関する事項（代表者会議に関する事項に限る。）</li> <li>3 こども総合相談センターの庶務に関する事項</li> <li>4 他グループに属しない事項</li> </ul>
	発達相談グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 保育相談に関する事項</li> <li>2 幼児相談室に関する事項</li> </ul>
児童相談所	相談第1グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 児童等に係る必要な調査に関する事項</li> <li>2 児童等に係る調査又は判定に基づく必要な指導に関する事項</li> <li>3 相談に係る専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項</li> </ul>
	相談第2グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 里親に関する事項</li> <li>5 要保護児童対策地域協議会に関する事項（代表者会議に関する事項を除く。） （各グループは、所長が定める種別の相談に係るものをそれぞれ担当する。）</li> </ul>
	心理判定グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 児童等に係る必要な心理学的な判定に関する事項</li> </ul>
	一時保護グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 児童の一時保護に関する事項</li> </ul>
障害福祉課	企画庶務グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 障害者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項</li> <li>2 身体障害者手帳の交付に関する事項</li> <li>3 特別児童扶養手当等に関する事項</li> <li>4 障害者の社会参加の促進に関する事項</li> <li>5 障害者高齢者体育館に関する事項</li> <li>6 課の庶務に関する事項</li> </ul>

		7 他グループに属しない事項
	自立支援グループ	1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2 障害程度区分の認定に関する事項 3 障害者等の介護給付費等に関する事項 4 自立支援医療機関の指定に関する事項 5 障害者の施設訓練等支援事業に関する事項 6 身体障害者福祉法に規定する措置に関する事項 7 知的障害者福祉法に規定する措置に関する事項 8 ひまわり教室に関する事項 9 財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項 (障害者に係るものに限る。)
福祉指導監査課	福祉指導監査グループ	1 福祉事務所の指導監査に関する事項 2 社会福祉法人及び社会福祉事業等の指導監査に関する事項

## 2 健康推進部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部等・課等・グループ	分 掌 事 務								
健康推進部	1 健康づくりの推進、衛生行政並びに福祉及び保健のサービスに関する事項								
健康総務課	<table border="1"> <tr> <td>庶務グループ</td> <td>1 医療法に基づく医療機関の施設整備に関する事項 2 簡易水道に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項</td> </tr> <tr> <td>保健グループ</td> <td>1 保健衛生行政の企画及び調整に関する事項 2 公衆衛生の普及及び向上に関する事項 3 生活習慣病の予防に関する事項 4 健康増進事業の実施に関する事項 5 救急医療に関する事項 6 特定保健指導に関する事項</td> </tr> <tr> <td>医療助成グループ</td> <td>1 乳幼児、高齢者等の医療費助成に関する事項</td> </tr> </table>	庶務グループ	1 医療法に基づく医療機関の施設整備に関する事項 2 簡易水道に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項	保健グループ	1 保健衛生行政の企画及び調整に関する事項 2 公衆衛生の普及及び向上に関する事項 3 生活習慣病の予防に関する事項 4 健康増進事業の実施に関する事項 5 救急医療に関する事項 6 特定保健指導に関する事項	医療助成グループ	1 乳幼児、高齢者等の医療費助成に関する事項		
庶務グループ	1 医療法に基づく医療機関の施設整備に関する事項 2 簡易水道に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項								
保健グループ	1 保健衛生行政の企画及び調整に関する事項 2 公衆衛生の普及及び向上に関する事項 3 生活習慣病の予防に関する事項 4 健康増進事業の実施に関する事項 5 救急医療に関する事項 6 特定保健指導に関する事項								
医療助成グループ	1 乳幼児、高齢者等の医療費助成に関する事項								
泉野福祉健康センター 元町福祉健康センター 西福祉健康センター	<table border="1"> <tr> <td>窓口グループ</td> <td>1 高齢者等の医療費受給者証の交付に関する事項 2 身体障害者手帳の交付に関する事項 3 予防接種に関する事項 4 福祉、保健及び介護保険に係る各種相談及び申請の受付に関する事項</td> </tr> <tr> <td>健康増進グループ</td> <td>1 健康増進に係る情報の収集及び提供に関する事項 (母子健康グループが所管する事項を除く。) 2 健康増進に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 (母子健康グループが所管する事項を除く。) 3 健康手帳の交付に関する事項 4 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項 5 栄養相談及び栄養指導に関する事項 (保健所が所管する事項を除く。) 6 介護保険に係る要介護認定等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>母子健康グループ</td> <td>1 母子保健に係る情報の収集及び提供に関する事項 2 母子保健に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 3 乳幼児の集団健康診査に関する事項 4 母子健康手帳の交付に関する事項 5 こども広場に関する事項</td> </tr> <tr> <td>こころの健</td> <td>1 精神保健に関する事項 (保健所が所管する事項を除く。)</td> </tr> </table>	窓口グループ	1 高齢者等の医療費受給者証の交付に関する事項 2 身体障害者手帳の交付に関する事項 3 予防接種に関する事項 4 福祉、保健及び介護保険に係る各種相談及び申請の受付に関する事項	健康増進グループ	1 健康増進に係る情報の収集及び提供に関する事項 (母子健康グループが所管する事項を除く。) 2 健康増進に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 (母子健康グループが所管する事項を除く。) 3 健康手帳の交付に関する事項 4 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項 5 栄養相談及び栄養指導に関する事項 (保健所が所管する事項を除く。) 6 介護保険に係る要介護認定等に関する事項	母子健康グループ	1 母子保健に係る情報の収集及び提供に関する事項 2 母子保健に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 3 乳幼児の集団健康診査に関する事項 4 母子健康手帳の交付に関する事項 5 こども広場に関する事項	こころの健	1 精神保健に関する事項 (保健所が所管する事項を除く。)
窓口グループ	1 高齢者等の医療費受給者証の交付に関する事項 2 身体障害者手帳の交付に関する事項 3 予防接種に関する事項 4 福祉、保健及び介護保険に係る各種相談及び申請の受付に関する事項								
健康増進グループ	1 健康増進に係る情報の収集及び提供に関する事項 (母子健康グループが所管する事項を除く。) 2 健康増進に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 (母子健康グループが所管する事項を除く。) 3 健康手帳の交付に関する事項 4 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項 5 栄養相談及び栄養指導に関する事項 (保健所が所管する事項を除く。) 6 介護保険に係る要介護認定等に関する事項								
母子健康グループ	1 母子保健に係る情報の収集及び提供に関する事項 2 母子保健に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 3 乳幼児の集団健康診査に関する事項 4 母子健康手帳の交付に関する事項 5 こども広場に関する事項								
こころの健	1 精神保健に関する事項 (保健所が所管する事項を除く。)								

医療保 険課	康グループ	2 お年寄り福祉支援センターに関する事項
	庶務グループ	1 国民健康保険運営協議会に関する事項 2 国民健康保険保健事業に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項
	資格グループ	1 国民健康保険被保険者の資格に関する事項 2 国民健康保険料の賦課に関する事項 3 後期高齢者医療制度の資格に係る届出及び申請の受付に関する事項
	給付グループ	1 国民健康保険の給付に関する事項 2 後期高齢者医療制度の給付に係る届出及び申請の受付に関する事項
	収納対策グループ	1 収納施策の企画及び調整に関する事項 2 国民健康保険料納付組合に関する事項 3 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の口座振替に関する事項
	納入第1グループ 納入第2グループ	1 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料等の収納及び滞納処分に関する事項 (各グループは、課長が定める区域の住民をそれぞれ対象とする。)
保健所		1 法令に基づく保健所事務 2 金沢市衛生事務委任に関する規則に定める事項 3 養育医療に関する事項 4 育成医療に関する事項 5 小児慢性特定疾患治療研究事業に関する事項

(環境局の各課等の分掌事務)

第10条 環境局の各課等又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・グループ	分 掌 事 務	
環境政策課	庶務グループ	1 廃棄物処理事業の企画及び調整に関する事項 2 廃棄物処理施設の建設計画に関する事項 3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項 4 廃棄物関係資料の収集及び統計に関する事項 5 課の庶務に関する事項 6 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項
	計画推進グループ	1 環境保全に係る総合企画及び連絡調整に関する事項 2 環境保全に係る調査研究に関する事項 3 環境情報に関する事項
	自然保護グループ	1 自然環境の保全に係る規制指導並びに普及及び啓発に関する事項 2 野生動植物の保護に関する事項 3 有害鳥獣の捕獲の許可に関する事項
温暖化対策室	1 温暖化対策に係る総合企画及び連絡調整に関する事項 2 温暖化対策に係る調査研究に関する事項 3 温暖化対策に係る施策の推進に関する事項	
戸室新保埋立場	1 廃棄物埋立場の管理運営に関する事項 2 廃棄物の埋立処分に関する事項 3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項	
埋立場建設事務所	1 新廃棄物埋立場の整備計画及び建設に関する事項	
リサイクル 推進課	庶務グループ	1 廃棄物の収集、運搬及び処分における局内の調整に関する事項 2 清掃職員の研修に関する事項



		<ul style="list-style-type: none"> <li>3 一般廃棄物の処理実施計画に関する事項</li> <li>4 一般廃棄物の適正処理指導に関する事項</li> <li>5 臨時のごみの収集に関する事項</li> <li>6 リサイクルプラザの管理運営に関する事項</li> <li>7 公衆便所の維持管理に関する事項</li> <li>8 廃棄物処理手数料の収入に関する事項</li> <li>9 課の庶務に関する事項</li> <li>10 他グループに属しない事項</li> </ul>
	3 R 推進グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 循環型社会の形成の推進に関する事項</li> <li>2 廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用に関する事項</li> <li>3 事業者及び市民によるリサイクル活動の推進に関する事項</li> <li>4 清掃思想の普及及び向上に関する事項</li> </ul>
	西部管理センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 西部管理センターの管理運営に関する事項</li> <li>2 西部管理センターの車両及び器具器材の管理に関する事項</li> <li>3 業務中に発生した事故の処理に関する事項</li> <li>4 西部管理センター収集区域のごみ等の収集及び運搬の作業並びに配車に関する事項</li> <li>5 西部管理センター収集区域のごみ等の排出指導及び啓発に関する事項</li> </ul>
	東部管理センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 東部管理センターの管理運営に関する事項</li> <li>2 東部管理センターの車両及び器具器材の管理に関する事項</li> <li>3 業務中に発生した事故の処理に関する事項</li> <li>4 東部管理センター収集区域のごみ等の収集及び運搬の作業並びに配車に関する事項</li> <li>5 東部管理センター収集区域のごみ等の排出指導及び啓発に関する事項</li> </ul>
施設管理課	管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 西部衛生センターの管理運営に関する事項</li> <li>2 局の管理する施設（課長が定める施設に限る。）の附属設備としての電気、給排水衛生その他の設備の営繕に関する事項</li> <li>3 廃棄物焼却処理計画に関する事項</li> <li>4 課の庶務に関する事項</li> <li>5 他グループに属しない事項</li> </ul>
	西部クリーンセンター管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 西部クリーンセンターの管理運営に関する事項</li> <li>2 局の管理する施設（西部リサイクルプラザ、西部管理センターその他課長が定める施設に限る。）の附属設備としての電気、給排水衛生その他の設備の営繕に関する事項</li> </ul>
	東部クリーンセンター管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 東部クリーンセンターの管理運営に関する事項</li> <li>2 局の管理する施設（東部リサイクルプラザ、東部管理センターその他課長が定める施設に限る。）の附属設備としての電気、給排水衛生その他の設備の営繕に関する事項</li> <li>3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項</li> </ul>
	西部クリーンセンター新工場建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 西部クリーンセンター新工場の整備計画及び建設に関する事項</li> </ul>
	西部クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ごみ等の焼却処理に関する事項</li> </ul>
	東部クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ごみ等の焼却処理に関する事項</li> </ul>
	西部衛生センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事項</li> </ul>

環境指導課	審査グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般廃棄物処理業の許可に関する事項</li> <li>2 一般廃棄物処理施設の設置許可及び設置届出の受理に関する事項</li> <li>3 産業廃棄物処理業の許可に関する事項</li> <li>4 産業廃棄物処理施設の設置許可及び管理に係る指導に関する事項</li> <li>5 浄化槽清掃業の許可に関する事項</li> <li>6 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する許可に関する事項</li> <li>7 課の庶務に関する事項</li> <li>8 他グループに属しない事項</li> </ol>
	廃棄物指導グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 産業廃棄物の適正処理指導に関する事項</li> <li>2 廃棄物の不法投棄の防止に関する事項</li> </ol>
	規制指導グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活環境の保全に関する次に掲げる事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭及び土壌汚染の調査及び規制指導に関する事項</li> <li>イ 地下水保全及び地盤沈下対策に関する事項</li> <li>ウ 浄化槽の設置及び監視指導に関する事項</li> <li>エ 公害関係法令等の各種届出及び苦情相談に関する事項</li> <li>オ 普及及び啓発に関する事項</li> </ul> </li> </ol>
	監視グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大気及び水質の常時監視に関する事項</li> <li>2 大気汚染、水質汚濁及び悪臭の理化学的試験検査に関する事項</li> </ol>

(都市整備局の各課等の分掌事務)

第11条 都市整備局の各課等又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・グループ		分 掌 事 務
都市計画課	都市計画グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市計画の調査及び決定に関する事項</li> <li>2 都市計画審議会に関する事項</li> <li>3 都市計画街路の境界証明等に関する事項</li> <li>4 都市計画施設等の区画内における建築等の許可に関する事項</li> <li>5 駅西土地区画整理事業に係る精算金の徴収及び交付に関する事項</li> <li>6 地区計画に関する事項</li> <li>7 市民参画によるまちづくりの推進に関する事項（防災まちづくりの推進に関する事項を除く。）</li> <li>8 大規模開発の調整に関する事項</li> <li>9 国土利用計画に関する事項</li> <li>10 公有地の拡大の推進に関する事項</li> <li>11 ラブホテル等の建築の規制に関する事項</li> <li>12 局の所管事務で他課に属しない事項</li> </ol>
	駅周辺整備室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 金沢駅西広場の再整備に関する事項</li> <li>2 森本駅、東金沢駅及び西金沢駅の周辺整備に関する事項</li> </ol>
	設計技術管理室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事に係る設計及び積算の基準の決定に関する事項</li> <li>2 再生資材の利用の促進に関する事項</li> <li>3 建設発生土の処理計画に関する事項</li> <li>4 技師の技術向上に係る企画及び立案に関する事項</li> <li>5 工事に係る技術、設計及び施行管理の指導並びに現場査察に関する事項</li> <li>6 その他技術に係る特命に関する事項</li> </ol>
景観政策課	景観政策グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 景観形成に係る計画立案及び調整に関する事項</li> <li>2 景観の保存育成及び創出に関する事項</li> <li>3 景観形成に係る意識の高揚に関する事項</li> </ol>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>4 風致地区の保存育成に関する事項</li> <li>5 屋外広告物の表示の許可等に関する事項</li> <li>6 無電柱化事業の企画立案に関する事項</li> </ul>
緑と花の課	管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公園、緑地及び街路樹等の管理に関する事項</li> <li>2 課の庶務に関する事項</li> <li>3 他グループに属しない事項</li> </ul>
	緑化推進グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 緑の基本計画に関する事項</li> <li>2 緑化の普及及び啓発に関する事項</li> <li>3 公共施設の緑化に関する事項</li> </ul>
	施設グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公園及び緑地の整備事業の施行に関する事項</li> </ul>
市街地再生課	庶務グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場に関する事項</li> <li>2 財団法人金沢まちづくり財団に関する事項</li> <li>3 課の庶務に関する事項</li> <li>4 他グループに属しない事項</li> </ul>
	まちなか再生グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市街地の再生に関する事項</li> <li>2 防災まちづくりの推進に関する事項</li> <li>3 市街地再開発事業に関する事項</li> </ul>
	区画整理グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 土地区画整理事業に関する事項</li> <li>2 農住組合の認可及び指導等に関する事項</li> </ul>

2 土木部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部・課等・グループ		分 掌 事 務
土木部		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路及び河川等の整備及び管理、建築物等の営繕並びに工事に係る技術等の指導に関する事項</li> </ul>
道路建設課	庶務グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路事業の企画及び調整に関する事項</li> <li>2 建設発生土の処理事業に関する事項</li> <li>3 課の庶務に関する事項</li> <li>4 他グループに属しない事項</li> </ul>
	用地グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路・橋りょう（都市計画街路を含む。）の用地買収及び物件移転補償に関する事項</li> </ul>
	道路グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路（都市計画街路を除く。）の新設及び改良に関する事項</li> <li>2 広域道路の整備促進に関する事項</li> </ul>
	街路グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 橋りょう及び都市計画街路の新設及び改良に関する事項</li> <li>2 環状道路の整備に係る企画及び調整に関する事項</li> </ul>
無電柱化推進室		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 無電柱化事業に係る調整及び工事の施行に関する事項</li> </ul>
がけ地対策室		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 崖地に係る災害対策の調整に関する事項</li> <li>2 崖地に係る私有地の防災対策の指導及び助成に関する事項</li> <li>3 急傾斜地崩壊危険区域等の防災に関する事項</li> <li>4 宅地造成等規制法の規定に基づく宅地造成の許可等に関する事項</li> </ul>
道路管理課	庶務グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 駅前広場及び地下道の管理に関する事項</li> <li>2 課の庶務に関する事項</li> <li>3 他グループに属しない事項</li> </ul>
	管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路の認定及び廃止に関する事項</li> </ul>
	路政グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路及び橋りょうの管理に関する事項</li> <li>2 道路の除雪に関する事項</li> </ul>

	整備グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路における歩道ネットワークの企画立案及び調整並びに整備推進に関する事項</li> <li>2 交通安全施設の整備に関する事項</li> </ol>
	維持修繕グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路及び橋りょうの維持修繕に関する事項</li> <li>2 駅前広場及び地下道の維持修繕に関する事項</li> <li>3 道路の消融雪装置に関する事項</li> <li>4 道路の防災及び災害復旧工事に関する事項</li> </ol>
	生活道路室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法定外道路（内水整備課及び農業総務課が所管するものを除く。）の維持管理に関する事項</li> <li>2 私道の市への移管促進等に関する事項</li> </ol>
	道路等管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、公園、街路樹等の維持管理に関する直営工事（以下「直営工事」という。）作業の連絡調整に関する事項</li> <li>2 直営工事の施行に関する事項</li> <li>3 工事用資材及び器具の出納及び保管に関する事項</li> <li>4 車両の保全及び管理に関する事項</li> <li>5 直営作業による道路除雪に関する事項</li> <li>6 直営工事の作業計画及び実施並びにその報告に関する事項</li> <li>7 水防作業に関する事項</li> </ol>
内水整備課	庶務グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 内水防災事業の企画及び調整に関する事項</li> <li>2 課の庶務に関する事項</li> <li>3 他グループに属しない事項</li> </ol>
	管理グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川及び用排水路（他課の管理に属するものを除く。以下「河川等」という。）の維持管理に関する事項</li> <li>2 下水道に係る雨水幹線、雨水管渠<sup>きょ</sup>その他の雨水施設（以下「雨水施設」という。）の維持管理に関する事項</li> <li>3 水防に関する事項</li> <li>4 公共土木災害復旧事業に関する事項（他課の管理に属するものを除く。）</li> </ol>
	改良グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川等の新設及び改良に関する事項</li> </ol>
	内水グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 雨水施設の新設及び改良に関する事項</li> <li>2 総合治水対策に関する事項</li> </ol>
営繕課	施設保全グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市有施設の保全に関する事項（金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の規定に基づき他課に属する事項及び技師が配属されている課に属する事項（以下「他課に属する事項等」という。）を除く。）</li> <li>2 課の庶務に関する事項</li> <li>3 他グループに属しない事項</li> </ol>
	建築第1グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市有施設の建築に係る営繕に関する事項（他課に属する事項等を除く。） （各グループは、課長が定める市有施設をそれぞれ対象とする。）</li> </ol>
	建築第2グループ	
	設備グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市有施設の設備に係る営繕に関する事項（他課に属する事項等を除く。）</li> </ol>
	土木グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市有施設の土木に係る営繕に関する事項（他課に属する事項等を除く。）</li> </ol>

3 定住促進部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部・課等・グループ		分 掌 事 務
定住促進部		1 定住の促進及び建築行政に関する事項
住宅政策課	住宅政策グループ	1 住宅政策の企画、調査及び推進に関する事項 2 定住促進施策の推進に関する事項 3 民間住宅の建築及び管理の相談に関する事項 4 瑞樹団地に関する事項
まちなか住宅再生室		1 まちなかの低未利用地における戸建て住宅の建築の促進に関する事項 2 まちなかの空き家の活用の促進に関する事項
市営住宅課	企画庶務グループ	1 市営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下「市営住宅等」という。）の企画に関する事項 2 市営住宅等の用途廃止及び譲渡に関する事項 3 特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅に関する事項 4 課の庶務に関する事項 5 他グループに属しない事項
	住宅管理グループ	1 市営住宅等の入居、退去等の管理に関する事項 2 市営住宅等の家賃の賦課、徴収及び滞納整理等に関する事項
	住宅整備グループ	1 市営住宅等の建設に関する事項 2 市営住宅等の維持管理に関する事項
建築指導課	指導グループ	1 建築行政の企画、調査及び指導に関する事項 2 建築審査会に関する事項 3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等に関する事項 4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づく届出等に関する事項 5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく特定建築物の建築計画の認定等に関する事項 6 課の庶務に関する事項 7 他グループに属しない事項
	宅地グループ	1 都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等に関する事項 2 建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定等に関する事項 3 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地及び優良住宅等の認定に関する事項
	審査第1グループ	1 建築基準法の規定に基づく確認、検査等に関する事項 2 指定確認検査機関の指導等に関する事項
	審査第2グループ	3 エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく届出等に関する事項 4 昇降機等の定期報告に関する事項 (各グループは、課長の定める区域をそれぞれ対象とする。)
		建物安全対策室
違反建築対策室		1 建築基準法の違反の防止に関する事項 2 違反建築物等の是正に関する事項 3 特殊建築物の定期報告に関する事項

(当直員の事務)

第12条 執務時間外及び休日には、別に定めるところにより、当直員に事務を処理させる。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 金沢市社会福祉事務所処務規則（昭和30年規則第16号）の一部を次のように改正する。  
第3条中「金沢市補助組織及び分掌事務規則（平成8年規則第31号）」を「金沢市補助組織及び分掌事務規則（平成23年規則第9号）」に改める。

金沢市会計管理者補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

## ●金沢市規則第10号

金沢市会計管理者補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市会計管理者補助組織及び分掌事務規則（昭和55年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「会計課」を「次の表の左欄に掲げる課及び同表の右欄に掲げるグループ」に改め、同項に次の表を加える。

課	グ ル ー プ
会計課	出納グループ 審査グループ

第2条第2項中「会計課に」を「前項の表に掲げる課及びグループにそれぞれ」に改め、同条第3項を削り、同条の次に次の2条を加える。

第3条 課長は、会計管理者の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 課長補佐は、課長を補佐し、所管の事務を掌理する。
- グループ長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

第4条 会計課の各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

グループ	分 掌 事 務
出納グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>歳計現金の出納及び保管に関する事項</li> <li>歳入歳出外現金及び基金に属する現金の出納及び保管に関する事項</li> <li>小切手の振出し及び公金振替書の交付に関する事項</li> <li>有価証券の出納及び保管に関する事項</li> <li>物品の出納及び保管に関する事項</li> <li>現金及び財産（物品に限る。）の記録管理に関する事項</li> <li>指定金融機関等に関する事項</li> <li>資金計画及び一時借入金に関する事項</li> <li>資金の運用に関する事項</li> <li>職員の所得税、市民税等の法定控除に関する事項</li> <li>現金出納員及び現金取扱員の事務に関する事項</li> <li>物品出納員及び物品取扱員の事務に関する事項</li> <li>在庫物品の需給計画に関する事項</li> <li>課の庶務に関する事項</li> <li>他グループに属しない事項</li> </ol>
審査グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事項</li> <li>決算調製に関する事項</li> <li>監査委員の出納検査に関する事項</li> </ol>

## 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第11号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「規定する局」を「規定する局等」に改め、同条第8号中「金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成8年規則第31号)」を「金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)」に改め、同条第10号中「新幹線開業対策室、歴史都市推進室」を「東京事務所、新幹線開業対策室、歴史都市推進室、金沢営業戦略室」に改める。

第13条中「金沢西部図書館開設準備室長」及び「玉川図書館長、泉野図書館副館長、玉川こども図書館副館長」を削る。

第16条後段を削る。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「東京事務所長」を削り、同表契約イの表中「金沢西部図書館開設準備室長、玉川図書館長、泉野図書館副館長及び玉川こども図書館副館長」を「図書館総務課長」に改める。

別表第2都市政策局の表の前に次のように加える。

1 市長公室

課名	専決事項	専決区分等			
		副市長	所管局長	所管課長	合議課
秘書課	1 市賞の授与の決定				
広報広聴課	1 新聞等による広報及び広聴の実施				

別表第2都市政策局の表中「1 都市政策局」を「2 都市政策局」に改め、同表総務局の表中「2 総務局」を「3 総務局」に改め、秘書課の項を削り、同総務局の表職員課の項中

(11) 36協定に関する決定					を
(12) 職務専念義務の免除					
(13) 病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認					
(14) 職務以外の職務に従事する場合の許可					
(15) 職員証及び履歴の証明の発行					
(16) 欠勤の処理					

(11) 自己啓発等休業の承認及び自己啓発等休業に係る復職の決定					に
(12) 36協定に関する決定					
(13) 職務専念義務の免除					
(14) 病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認					
(15) 職務以外の職務に従事する場合の許可					
(16) 職員証及び履歴の証明の発行					
(17) 欠勤の処理					

改め、同表産業局の表中「3 産業局」を「4 産業局」に改め、同表市民局の表中「4 市民局」を「5 市民局」に改め、広報広聴課の項を削り、同表福祉健康局の表中「5 福祉健康局」を「6 福祉健康局」に改め、同表環境局の表中「6 環境局」を「7 環境局」に改め、同表都市整備局の表中「7 都市整備局」を「8 都市整備局」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年(2011年)3月31日 印刷  
平成23年(2011年)3月31日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄